

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	
◎高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	3
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	3
○道路の供用開始 (")	4
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	4
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	4

規 則

高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第89号

高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

**別記
第1号様式**（第8条関係）

※受付年月日		※受験番号	園芸（ ） 畜産（ ）
年 月 日			
高知県立農業大学校長 様			
郵便番号			
住所			
氏名 ◎			
年 月 日生			
電話番号			
入校願書（一般・推薦・社会人）			
私は、高知県立農業大学校に入校したいので、関係書類を添えて提出します。			
記			
1 志望学科（該当するものを○で囲み、園芸学科を志望する場合は、いずれか希望するコースを○で囲んでください。）			
園芸学科（野菜・花き・果樹） ・ 畜産学科			
2 選択受験科目（該当するものを○で囲んでください。ただし、推薦又は社会人の場合は、受験が免除されますので、選択する必要はありません。）			
数学Ⅰ ・ 農業科学基礎			
3 出身高等学校名等			
(1) 出身高等学校名（ ）			
(2) 高等学校卒業（見込み）又は検定合格年月日（ 年 月 日）			
4 入校手数料（高知県収入証紙により納付する額を記入してください。）			
円			
高知県収入証紙貼り付け欄			

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 「推薦」とは高等学校を卒業見込みで、当該高等学校の長の推薦のある者で、高知県立農業大学の卒業後に県内での就農を希望するものを対象とする入校試験を、「社会人」とは一定の就業経験等を有すると高知県立農業大学校長が認める者で、高知県立農業大学の卒業後に県内での就農を希望するものを対象とする入校試験を、「一般」とはこれらの者以外の者を対象とする入校試験をいいますので、該当するものを○で囲んでください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8 月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第90号

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県規則第79号）の一部を次のように改正する。

別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立海岸緑地公園について指定管理者の指定を受けたいので、高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例第18条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

公園の名称					
申請者	フリガナ				
	名称				
代表者の職・氏名	職名	フリガナ			
		氏名		®	
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)				
	電話番号			ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)				
	電話番号			ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例第18条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例第17条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類（申請者が複数の法人その他の団体により構成されるグループである場合にあつては、それぞれの法人又は団体の定款、規約その他これらに類する書類）
- (4) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し（申請者が複数の法人その他の団体により構成されるグループである場合にあつては、それぞれの法人又は団体について、法人の登記事項証明書又は団体の代表者の住民票の写し）
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類（申請者が複数の法人その他の団体により構成されるグループである場合にあつては、それぞれの法人又は団体について、申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類）
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類

記入要領

- (1) 申請者が複数の法人その他の団体により構成されるグループである場合にあつては、「申請者」の「名称」欄は、グループの名称を記入し、グループを構成する全ての法人その他の団体の名称を別紙（様式は、問いません。）に記載して提出してください。
- (2) 申請者が複数の法人その他の団体により構成されるグループである場合にあつては、「申請者」の「代表者の職・氏名」欄は、グループを代表する法人その他の団体の名称及びその代表者の職・氏名を記入してください。
- (3) 申請者が複数の法人その他の団体により構成されるグループである場合にあつては、グループを構成する全ての法人その他の団体について、その主たる事務所の所在地、郵便番号、電話番号及びファクシミリ番号を別紙（様式は、問いません。）に記載して提出してください。
- (4) 申請者が複数の法人その他の団体により構成されるグループである場合にあつては、グループを構成する全ての法人その他の団体について、その高知県内の主たる事務所等の所在地、郵便番号、電話番号及びファクシミリ番号を別紙（様式は、問いません。）に記載して提出してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第509号

香美市物部町仙頭の一部地区及び安芸郡馬路村馬路の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 香美市
 - (2) 馬路村
- 2 調査を行った地域及び時期
 - (1) 香美市物部町仙頭の一部
平成23年度及び平成24年度
 - (2) 安芸郡馬路村馬路の一部
平成23年度及び平成24年度
- 3 成果の名称
 - (1) 香美市地籍図及び地籍簿
 - (2) 馬路村地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日
平成26年8月26日

高知県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年8月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市旭町856番5	前	8.9 } 16.8	103
	後	10.8 }	103

		16.8	
--	--	------	--

高知県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年8月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町川ノ内組字手掛ケ石868番1から高岡郡佐川町川ノ内組字手掛ケ石868番4まで	前	15.6 }	58
	後	43.4 }	58
		15.6 }	58
		77.6	

高知県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年8月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町長澤字アド193番1	79	平成26年8月26日

高知県告示第513号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定

のものとして次のとおり指定する。

平成26年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市幸町23番1	土佐清水市天神町362番	12.0	161.3
土佐清水市天神町35番	土佐清水市元町245番2	12.0	157.8
		}	
土佐清水市天神町893番	土佐清水市清水字本清水887番5	4.0	126.1
		}	
土佐清水市元町306番8	土佐清水市元町246番6	4.0	138.4

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年8月15日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年8月15日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年8月15日	特定非営利活動法人いきいきみは	増井 三郎	幡多郡三原村芳井69番地1	この法人は、高齢者、要介護者に対し、介護、宿泊サービス、給食サービス、生活支援サービスや森林環境保

ら会			全、公共事業支援、青少年の健全育成の支援、災害救援活動、農業振興支援、広報活動に関する事業を行い、もって公益に寄与することを目的とする。
----	--	--	--

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成26年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                | 開発区域に含まれる地域の名称    | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                   |
|---------------------|-------------------|------------------------------------|
| 平成26年7月8日26高都計第191号 | 南国市大埴字城陸甲1163番5ほか | 南国市大埴甲1640番地28<br>有限会社旭宅業代表取締役 野村進 |

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年8月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
新図書館情報システム（暫定稼働用）関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年7月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通株式会社高知支店 高知市本町四丁目2番44号
- 5 落札金額  
169,560,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成26年5月9日